

# 介護 なんでも 相談室 16



**松永安優美** まつながあゆみ  
栃木県出身、内科医。埼玉医科大学卒。同大付属病院を経て実家の松永医院に勤務。平成3年から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホームなどを設立。現在、医療法人「聖生会」理事長、社会福祉法人「裕母和会」会長として、医院と8つの介護施設を運営している。

**Q** 友人のことで相談します。彼は私と同じ72歳。昨年奥さんがなくなり、40歳の長男と2人で暮らしています。ただ、この長男が障害をもっています。障害者雇用の工場で働いてはいるのですが、風呂や着替えなどで少々の手助けが必要です。お嫁さんいませんで、その友人は、子供の世話をするのに疲れてきて、親子2人で施設に入ることを考えていると私に相談にきました。戸建ての自宅を売却すれば、施設入居費や月々の生活費は払えるとのことですが、自分が元気なうちに、親子2人の身の振り方を決めておきたいようです。こういう親子が入居できる介護施設はあるのでしょうか？



**A** お父さんが、息で、ご長男は在宅サービスさんの将来をス（ショートステイやへ考えて、今からルパーの派遣）を受けな準備を始めるのはいいことから生活する方法がありとだと思えます。万がます。その資金は自宅売一、息子さんが一人だけ却でまかないたいのこのなってしまうたら、自と。となれば、住まい探宅の処分などが大変になしと同時に、自宅処分のりますからね。方も話を進めることをお

相談者のケースのように薦めます。地域にもよな親子がそろって入れるりますが、不動産はなか施設は、以前、栃木県佐なか希望価格では売れま野市で私が運営させていせん。売却までに時間がただいておりましたが、かかる場合が多いからで国の高齢者施設への制度す。

の変更により、介護施設もし資産に余裕があるでは息子さんがおおむねのでしたら、自費で介護60歳となり、父が要介護ヘルパーを利用する方法状態なら、サービス付きもありですが、ご長男は高齢者向け住宅などが利グループホーム等入居施用可能となります。現時設を利用されることも選点ではご友人は、まだ介挾肢の一つに考えた方が護が必要でないようすいいと思えます。ご友人から介護施設の利用は難も、万が一介護が必要にしいのが現状です。なった時には様々なサー

ですから、このケースビスが利用できることをでは賃貸住宅に入居し覚えておいて下さい。